

病院・診療所・歯科診療所・助産所 管理者の皆さまへ

～医療機能情報提供制度についてのお知らせ～

令和6年4月から

「いわて医療ネット」は国が新たに構築する
「全国統一システム」に移行します。

- これまで岩手県が運用してきた「いわて医療ネット」は令和6年4月に国が新たに構築するシステムに統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- 令和5年度のインターネットによる情報更新は令和6年1月から、G-MISで行うようになります。

- オンラインで報告を行う機関※に対しては令和5年11月上旬よりIDの配布が行われます。
- 国から送付されるメールからG-MISへログインできます。
※いわて医療ネットの連絡担当者に登録されているメールアドレスにメールが送付されます。

■ 全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所が対象ですか？

全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所は医療法第6条の3の規定に基づき、都道府県知事へ報告を行う必要があります。なお、G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

■ どのような報告項目がありますか？

報告項目は、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。なお、報告項目は、法令で定める事項の他、都道府県が独自に定めている場合があります。

参考

◆ 厚生労働省ホームページ

- ・ 医療機能情報提供制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

- ・ G-MISについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

担当：医療政策室医務担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
Tel：019-629-5406